

# 理事会会議資料

(平成30年度 第4回)

平成31年3月27日(水)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

## 平成30年度 第4回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成31年3月27日(水)

午前10時00分から

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 補欠評議員候補者の推薦について

報告第1号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）  
実施2年次の進捗状況について

議案第2号 定款の一部変更（案）について

議案第3号 定款変更に伴う規程等の廃止及び一部改正（案）について

議案第4号 平成31年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

議案第5号 平成31年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）について

議案第6号 平成31年度 公益事業区分 収支予算（案）について

議案第7号 平成30年度第2回評議員会の招集について

議案第1号

補欠評議員の選任候補者推薦について

<提案理由>

平成31年3月31日付けで、選出母体の役職交替等により退任される評議員の後任者について、評議員選任規程第2条の規定に基づき、候補者を推薦するものです。

候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の招集について、ご審議の上決議願います。

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第4回 理事会

評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員推薦案	
		氏名	選出区分(所属・役職等)
評議員	菅野 健一	村上 拓	社会福祉に関係のある団体 - 商工関係団体 ( かしま青年会議所 )
評議員	大滝 紀子	日高 篤生	行政関係者 ( 神栖市健康福祉部長寿介護課長 ) 31年4月から地域包括支援課を統合
評議員	大川 三男	大滝 紀子	行政関係者 ( 神栖市健康福祉部障がい福祉課長 )

任期：平成31年4月1日から平成33年度定時評議員会終結時まで

評議員選任委員会の招集(案)

1. 開催日時 平成31年5月(予定)
2. 開催場所 神栖市保健・福祉会館内
3. 委員氏名 中山 照明(本会監事 ) 委員長  
徳永 正克( " )  
鈴木 伸洋(外部委員 - 司法関係者)  
人見 隆(本会役員経験者 )  
橘田 勝(本会事務局長 )

報告第1号

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施2年次の  
進捗状況について

<提案理由>

本計画は平成29～31年度の3年間の実施計画として策定しております。

実施2年次目の進捗状況については第2回理事会（平成30年9月5日）で報告いたしましたが、その後の実施状況及び今後の実施スケジュールについて、別添資料のとおり報告いたします。

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会 長 石 田 進

議案第2号

定款の一部変更（案）について

<提案理由>

本年度末をもって障害者デイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービス事業を終了することが決定し、当該事業を含む介護保険事業及び障害福祉サービスの運営にかかる定款第2条への記載が不要となるため、平成31年4月1日付で、定款の変更を行うものです。

変更内容（案）は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第4回 理事会

定款変更案（ 下線 該当箇所を削除、**赤字** 追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（事業） 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 （4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （6）共同募金事業への協力 <u>（7）障害者デイサービスセンターの経営</u> <u>（8）福祉作業所の経営</u> <u>（9）居宅介護等事業の経営</u> （10）福祉サービス利用援助事業 （11）生活福祉資金貸付事業 <u>（12）障害福祉サービス事業の経営</u> （13）相談支援事業の経営 <u>（14）地域活動支援センター事業の経営</u> <u>（15）移動支援事業の経営</u> （16）その他の地域生活支援事業 （17）労働者派遣事業 （18）子育て援助活動支援事業 （19）成年後見制度に関する事業 （20）自立相談支援事業 （21）就労準備支援事業 （22）その他法人の目的達成のため必要な事業</p>	<p>（事業） 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 （4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （6）共同募金事業への協力</p> <p>（7）福祉サービス利用援助事業 （8）生活福祉資金貸付事業</p> <p>（9）相談支援事業の経営</p> <p>（10）その他の地域生活支援事業 （11）労働者派遣事業 （12）子育て援助活動支援事業 （13）成年後見制度に関する事業 （14）自立相談支援事業 （15）就労準備支援事業 （16）その他法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>附則（平成31年3月 一部改訂 改訂第123号） 1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、平成31年4月1日より適用する。</p>

議案第3号

定款変更に伴う規程等の廃止及び一部改正（案）について

<提案理由>

定款の変更に伴い、障害者デイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービス事業実施のために制定していた各規程を廃止するとともに、関連する規程から当該事業にかかる条文の修正または削除を行うものです。

また、当該事業の終了に伴い、事務局体制及び事務局職員の職務等についても変更が必要となるため「事務局規程」及び「職員の給与等に関する規程」の一部改正を行うこととしております。

改正案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第4回 理事会



## 1. 規程の廃止案

### 規程第 23 号 職員被服貸与規程

(主に在宅福祉サービスセンター業務に従事する職員への被服貸与について定めた規程)

### 規程第 26 号 神栖社協指定訪問介護事業所運営規程

(介護保険法に基づき実施するホームヘルプサービス事業所の運営について定めた規程)

### 規程第 32 号 ホームヘルプサービス神栖社協運営規程

(障害者総合支援法に基づき実施するホームヘルプサービス事業所の運営について定めた規程)

### 規程第 49 号 障害者デイサービスセンターのぞみ運営規程

(障害者総合支援法に基づき実施するデイサービス事業所の運営について定めた規程)

### 規程第 50 号 福祉作業所きぼうの家運営規程

(障害者総合支援法に基づき実施する福祉作業所の運営について定めた規程)

### 規程第 51 号 福祉作業所きぼうの家工賃支払規程"

(福祉作業所の利用者に対し支給する工賃について定めた規程)

## 2. 規程等の条文修正案 ( 規程番号順。下線 該当箇所を削除、赤字 追加または修正 )

### ( 1 ) 規程第 3 号 事務局規程

改正前の条文	改正後の条文(案)
<p>(事務局職員)</p> <p>第 1 条 定款第 34 条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。</p> <p>( 1 ) 事務局長 1 名</p> <p>( 2 ) 事務局次長 必要に応じて若干名</p> <p>( 3 ) 支所長及びセンター長 必要に応じて若干名</p> <p>( 4 ) 係長 必要に応じて若干名</p> <p>( 5 ) 福祉活動専門員及び専任職員 若干名</p>	<p>(事務局職員)</p> <p>第 1 条 定款第 34 条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。</p> <p>( 1 ) 事務局長 1 名</p> <p>( 2 ) 事務局次長 必要に応じて若干名</p> <p>( 3 ) 支所長及びセンター長 必要に応じて若干名</p> <p>( 4 ) <b>主査</b> <b>必要に応じて若干名</b></p> <p>( 5 ) 係長 必要に応じて若干名</p> <p>( 6 ) 福祉活動専門員及び専任職員 若干名</p>
<p>(職務)</p> <p>第 2 条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 係長は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第 2 条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 <b>主査及び</b>係長は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。</p>
<p>(センター)</p> <p>第 3 条 事務局は神栖本所、波崎支所とし以下のセンターを置く。</p> <p>2 神栖本所には、<u>本所地域福祉推進センター</u>、<u>在宅福祉サービスセンター</u>を置く。</p> <p>3 波崎支所には、支所地域福祉推進センターを置く。</p>	<p>(センター)</p> <p>第 3 条 事務局は神栖本所、波崎支所とし以下のセンターを置く。</p> <p>2 神栖本所には、<b>地域福祉総合相談センター</b>、<b>福祉活動推進センター</b>を置く。</p> <p>3 波崎支所には、支所地域福祉推進センターを置く。</p>

<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 センターは、次の事務を掌る。</p> <p>1 <u>本所地域福祉推進センター</u>は、次の事務を掌る。</p> <p>(1) 役員会及び評議員会に関する事。</p> <p>(2) 会員の入退会に関する事。</p> <p>(3) 定款及び諸規程に関する事。</p> <p>(4) 公印の管守に関する事。</p> <p>(5) 人事及び福利厚生に関する事。</p> <p>(6) 給与及び旅費等に関する事。</p> <p>(7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>(8) 予算の編成及び経理並びに決算に関する事。</p> <p>(9) 物品の調達、管理及び処分に関する事。</p> <p>(10) 資産の管理及び処分に関する事。</p> <p>(11) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。</p> <p>(12) 社会福祉事業の総合的企画に関する事。</p> <p>(13) 社会福祉事業の普及広報に関する事。</p> <p>(14) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関する事。</p> <p>(15) 児童、母子、高齢者、障害者、低所得者等の福祉に関する事。</p> <p>(16) ボランティアセンターの運営に関する事。</p> <p>(17) 生活福祉資金貸付に関する事。</p> <p>(18) 福祉総合相談事業に関する事。</p> <p>(19) 受託事業に関する事。</p> <p>(20) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。</p> <p>2 <u>本所在宅福祉サービスセンター</u>は、次の事務を掌る。</p> <p><u>(1) 居宅介護支援事業に関する事。</u></p> <p><u>(2) デイサービス事業に関する事。</u></p> <p><u>(3) 訪問介護事業に関する事。</u></p> <p><u>(4) 福祉作業所事業に関する事。</u></p> <p><u>(5) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。</u></p> <p>3 支所地域福祉推進センターは、次の事務を掌る。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 センターは、次の事務を掌る。</p> <p>1 <b>地域福祉総合相談センター及び福祉活動推進センター</b>は、次の事務を掌る。</p> <p>(1) 役員会及び評議員会に関する事。</p> <p>(2) 会員の入退会に関する事。</p> <p>(3) 定款及び諸規程に関する事。</p> <p>(4) 公印の管守に関する事。</p> <p>(5) 人事及び福利厚生に関する事。</p> <p>(6) 給与及び旅費等に関する事。</p> <p>(7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。</p> <p>(8) 予算の編成及び経理並びに決算に関する事。</p> <p>(9) 物品の調達、管理及び処分に関する事。</p> <p>(10) 資産の管理及び処分に関する事。</p> <p>(11) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。</p> <p>(12) 社会福祉事業の総合的企画に関する事。</p> <p>(13) 社会福祉事業の普及広報に関する事。</p> <p>(14) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関する事。</p> <p>(15) 児童、母子、高齢者、障害者、低所得者等の福祉に関する事。</p> <p>(16) ボランティアセンターの運営に関する事。</p> <p>(17) 生活福祉資金貸付に関する事。</p> <p>(18) 福祉総合相談事業に関する事。</p> <p>(19) 受託事業に関する事。</p> <p><b>(20) 労働者派遣事業に関する事。</b></p> <p><b>(21) 福祉後見サポートセンターに関する事。</b></p> <p>(22) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。</p> <p>2 支所地域福祉推進センターは、次の事務を掌る。</p> <p>付 則</p> <p><b>10 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</b> <b>(改訂第124号)</b></p>
--	--

(2) 規程第9号 給与等に関する規程

改正前の条文		改正後の条文(案)	
第2条関係別表(管理職手当額表)		第2条関係別表(管理職手当額表)	
支給対象者	支給額	支給対象者	支給額
参事	月額55,000円	参事	月額55,000円
事務局長	月額51,000円	事務局長	月額51,000円
副参事	月額41,000円	副参事	月額41,000円
事務局次長	月額37,000円	事務局次長	月額37,000円
支所長・センター長(4級)		支所長・センター長	
支所長・センター長(3級)	月額32,000円		
第8条関係別表(職務の級による業務分類表)		第8条関係別表(職務の級による業務分類表)	
職務の級	職務の分類	職務の級	職務の分類
1級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務 3 <u>在宅福祉サービスセンター職員の職務</u>	1級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務
2級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務 3 <u>困難な業務を処理する在宅福祉サービスセンター職員の職務</u>	2級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務
3級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務 3 <u>高度の技能又は経験を必要とする介護支援専門員の職務</u> 4 <u>高度の技能又は経験を必要とする在宅福祉サービスセンター職員の職務</u> 5 <u>支所長及びセンター長の職務</u>	3級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務
4級	1 事務局次長の職務 2 <u>困難な業務を分掌する支所長の職務</u> 3 <u>困難な業務を分掌するセンター長の職務</u> 4 主査の職務	4級	1 事務局次長の職務 2 支所長の職務 3 センター長の職務 4 主査の職務
5級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務  3 副参事の職務	5級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 <b>困難な業務を分掌する支所長及びセンター長の職務</b> 4 副参事の職務
6級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務  2 参事の職務	6級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 <b>特に困難な業務を分掌する事務局次長の職務</b> 3 参事の職務
7級	適用なし	7級	1 <b>特に困難な業務を分掌する事務局長の職務</b>
		付 則	
		10 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 (改訂第125号)	

( 3 ) 規程第 22 号 経理規程

改正前の条文	改正後の条文(案)
<p>(事業区分, 拠点区分及びサービス区分)</p> <p>第4条 事業区分は,社会福祉事業区分と公益事業区分とする。</p> <p>5 前項までの規定に基づき,本会において設定する事業区分,及び拠点区分,サービス区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>ア 社協自主事業拠点区分</p> <p>イ 受託事業拠点区分</p> <p>ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分</p> <p><u>エ ホームヘルプサービス事業拠点区分</u></p> <p><u>オ 障害者デイサービス事業拠点区分</u></p> <p><u>カ 福祉作業所事業拠点区分</u></p> <p>キ 基金積立事業拠点区分</p> <p>ク 職員退職手当積立事業拠点区分</p> <p>(2) 公益事業区分</p> <p>ア 福祉用具貸与事業拠点区分</p> <p>イ 労働者派遣事業拠点区分</p>	<p>(事業区分, 拠点区分及びサービス区分)</p> <p>第4条 事業区分は,社会福祉事業区分と公益事業区分とする。</p> <p>5 前項までの規定に基づき,本会において設定する事業区分,及び拠点区分,サービス区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>ア 社協自主事業拠点区分</p> <p>イ 受託事業拠点区分</p> <p>ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分</p> <p><b>エ 基金積立事業拠点区分</b></p> <p><b>オ 職員退職手当積立事業拠点区分</b></p> <p>(2) 公益事業区分</p> <p>ア <b>広告・自動販売機設置事業</b>拠点区分</p> <p>イ 労働者派遣事業拠点区分</p> <p>付 則</p> <p><b>13 この規程は,平成31年4月1日から施行する。</b></p> <p><b>(改訂第126号)</b></p>

( 4 ) 規程第 39 号 苦情解決に関する規程

改正前の条文	改正後の条文(案)
<p>( 定 義 )</p> <p>第 2 条 この規程における福祉サービスとは、定款第 2 条に掲げる事業のうち、<u>介護保険法に基づく介護サービスの他、在宅福祉サービス等をいう。</u>ただし、これらのサービスにあつては、本会と利用者との間に契約関係が成立していることを原則とする。</p> <p>( 適用施設等 )</p> <p>第 3 条 この規程の適用される施設等は、次のとおりとする。</p> <p>( 1 ) 本会の本所事務局の所在する施設及び構内( 神栖市保健・福祉会館 )</p> <p>( 2 ) 本会の支所事務局の所在する施設及び構内( 神栖市はさき福祉センター )</p> <p>( 3 ) <u>福祉サービスを提供する居宅及びその周辺と、福祉サービス利用者の送迎に係わる場合の途上</u></p>	<p>( 定 義 )</p> <p>第 2 条 この規程における福祉サービスとは、定款第 2 条に掲げる事業のうち、福祉サービス等をいう。ただし、これらのサービスにあつては、本会と利用者との間に契約関係が成立していることを原則とする。</p> <p>( 適用施設等 )</p> <p>第 3 条 この規程の適用される施設等は、次のとおりとする。</p> <p>( 1 ) 本会の本所事務局の所在する施設及び構内( 神栖市保健・福祉会館 )</p> <p>( 2 ) 本会の支所事務局の所在する施設及び構内( 神栖市はさき福祉センター )</p> <p>( 3 ) 福祉サービスを提供する居宅及びその周辺</p> <p>付 則</p> <p>3 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 ( 改訂第 127 号 )</p>

( 5 ) 規程第 44 号 不当要求行為等の防止に関する規程

改正前の条文	改正後の条文(案)						
<p>第 4 条関係別表( 不当要求行為防止対策委員 )</p> <table border="1" data-bbox="220 1509 732 1675"> <tr> <td>本所地域福祉推進センター長</td> </tr> <tr> <td>支所地域福祉推進センター長</td> </tr> <tr> <td>在宅福祉サービスセンター長</td> </tr> </table>	本所地域福祉推進センター長	支所地域福祉推進センター長	在宅福祉サービスセンター長	<p>第 4 条関係別表( 不当要求行為防止対策委員 )</p> <table border="1" data-bbox="863 1509 1375 1675"> <tr> <td>地域福祉総合相談センター長</td> </tr> <tr> <td>福祉活動推進センター長</td> </tr> <tr> <td>支所地域福祉推進センター長</td> </tr> </table> <p>付 則</p> <p>3 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 ( 改訂第 128 号 )</p>	地域福祉総合相談センター長	福祉活動推進センター長	支所地域福祉推進センター長
本所地域福祉推進センター長							
支所地域福祉推進センター長							
在宅福祉サービスセンター長							
地域福祉総合相談センター長							
福祉活動推進センター長							
支所地域福祉推進センター長							

( 6 ) 規則第 2 号 常勤職員就業規則

改正前の条文	改正後の条文(案)																		
<p>( 職員の定義 )</p> <p>第 2 条 この規則において職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を月給で支払う者で在宅福祉サービス関連業務及び管理業務に従事する以下の者をいう。</p> <p><u>( 1 ) 常勤の介護員</u></p> <p><u>( 2 ) 常勤の看護員及び機能訓練指導員</u></p> <p><u>( 3 ) 身体及び知的障害児者の指導員</u></p> <p><u>( 4 ) その他の常勤職員</u></p> <p>( 職員の賃金 )</p> <p>第 24 条</p> <p>( 6 ) 特殊勤務手当</p> <p>別表 3 に定める者について手当を支給する。</p> <p>( 賞 与 )</p> <p>第 25 条 職員の内、週 5 日 36.25 時間勤務の職員及びケアプラン作成業務に従事する職員で基準期間に在職し、かつ賞与支給日に在職する者に対して、その勤務成績、職務内容、勤務日数等を考慮し支給する。</p> <p>別表 3 ( 第 24 条関係 )</p> <p><b>資格手当</b></p> <table border="0"> <tr><td>社会福祉士</td><td>月額 3,000 円</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士</td><td>月額 3,000 円</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>月額 2,000 円</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>月額 1,000 円</td></tr> <tr><td>介護福祉士</td><td>月額 1,000 円</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>月額 1,000 円</td></tr> <tr><td>介護支援専門員</td><td>月額 2,000 円</td></tr> </table> <p>上記の資格を有し、かつ当該業務に従事する職員に対し支給する。</p> <p>資格手当は、重複して支給しない。</p> <p><b>職務手当</b></p> <p>職員の内、1 週 31.00 時間 4 日勤務者又、1 週 33.75 時間 5 日勤務者で下記基準日に下表に定める特定の業務に従事する職員にあっては、その区分に応じて、基本給月額額の 30% を越えない範囲内で下表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 10 日 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日</p>	社会福祉士	月額 3,000 円	精神保健福祉士	月額 3,000 円	看護師	月額 2,000 円	准看護師	月額 1,000 円	介護福祉士	月額 1,000 円	栄養士	月額 1,000 円	介護支援専門員	月額 2,000 円	<p>( 職員の定義 )</p> <p>第 2 条 この規則において職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を月給で支払う者で福祉サービス関連業務及び管理業務に従事する者をいう。</p> <p>( 職員の賃金 )</p> <p>第 24 条</p> <p>( 6 ) 特殊勤務手当</p> <p>別表 3 に定める者について手当を支給する。</p> <p>( 賞 与 )</p> <p>第 25 条 職員の内、週 5 日 36.25 時間勤務の職員で基準期間に在職し、かつ賞与支給日に在職する者に対して、その勤務成績、職務内容、勤務日数等を考慮し支給する。</p> <p>別表 3 ( 第 24 条関係 )</p> <p><b>資格手当</b></p> <table border="0"> <tr><td>社会福祉士</td><td>月額 3,000 円</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士</td><td>月額 3,000 円</td></tr> </table> <p>上記の資格を有し、かつ当該業務に従事する職員に対し支給する。</p> <p>資格手当は、重複して支給しない。</p> <p><b>職務手当</b></p> <p>職員の内、1 週 31.00 時間 4 日勤務者又、1 週 33.75 時間 5 日勤務者で下記基準日に下表に定める特定の業務に従事する職員にあっては、その区分に応じて、基本給月額額の 30% を越えない範囲内で下表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 10 日 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日</p>	社会福祉士	月額 3,000 円	精神保健福祉士	月額 3,000 円
社会福祉士	月額 3,000 円																		
精神保健福祉士	月額 3,000 円																		
看護師	月額 2,000 円																		
准看護師	月額 1,000 円																		
介護福祉士	月額 1,000 円																		
栄養士	月額 1,000 円																		
介護支援専門員	月額 2,000 円																		
社会福祉士	月額 3,000 円																		
精神保健福祉士	月額 3,000 円																		

業務内容	加算割合
サービス提供または管理責任者 相談支援業務従事者(精神・発達)	20%
喫煙吸引等行為従事者 ホームヘルプサービスチームリーダー デイサービスチームリーダー 福祉作業所チームリーダー	10%

#### 処遇改善手当

基準日に在職する職員の内、下表に定める業務に従事する職員について支給する。手当の額は、基準日前6ヶ月間の介護報酬(処遇改善加算額)実績の範囲内で、職員ごとに決定する。

基準日 6月1日 支給日 6月10日

基準日 12月1日 支給日 12月10日

対象となる業務
訪問介護事業, 障害者デイサービス事業, 福祉作業所事業

別表4 (第25条関係)

#### 賞与

基準日 6月1日 支給日 6月10日 基本給月額  
×1.5ヶ月

基準日 12月1日 支給日 12月10日 基本給月額  
×1.5ヶ月

下表に定める特定の業務に従事する職員にあっては、その区分に応じて、基本給月額の30%を越えない範囲内で下表に定める割合を乗じて得た額を加算し、支給する。

業務内容	加算割合
サービス提供または管理責任者 相談支援業務従事者(精神・発達)	20%
喫煙吸引等行為従事者 ホームヘルプサービスチームリーダー デイサービスチームリーダー 福祉作業所チームリーダー	10%

業務内容	加算割合
相談支援業務従事者(精神・発達)	20%

別表4 (第25条関係)

#### 賞与

基準日 6月1日 支給日 6月10日 基本給月額  
×1.5ヶ月

基準日 12月1日 支給日 12月10日 基本給月額  
×1.5ヶ月

下表に定める特定の業務に従事する職員にあっては、その区分に応じて、基本給月額の30%を越えない範囲内で下表に定める割合を乗じて得た額を加算し、支給する。

業務内容	加算割合
相談支援業務従事者(精神・発達)	20%

#### 付 則

16 この規則は平成31年4月1日から施行する。  
(改訂則第30号)

(7) 規則第1号 非常勤職員就業規則

改正前の条文	改正後の条文（案）																																																								
<p>(非常勤職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において非常勤職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を時間給で支払う者で1週8時間以上 30 時間未満の範囲で勤務する在宅福祉サービス関連業務及び管理業務等に従事する以下の者をいう。</p> <p>(1) 非常勤の介護職員 (2) 非常勤の看護職員 (3) 給食調理員 (4) 清掃員 (5) 管理業務事務員 (6) 事業補助・相談員 (7) その他の非常勤職員</p> <p>(非常勤職員の賃金)</p> <p>第24条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。 <u>午後6時以後7時まで、午前7時以後8時までの勤務については早朝夜間賃金を支給する。</u></p> <p>(1) サービス提供1時間あたりの賃金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務内容</th> <th style="text-align: center;">1時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>生活援助型（訪問介護）</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td>介護予防型（訪問介護）</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td>複合型（訪問介護）</td><td style="text-align: center;">1,050 円</td></tr> <tr><td>身体介護型（訪問介護）</td><td style="text-align: center;">1,250 円</td></tr> <tr><td>移動及び事務（訪問介護）</td><td style="text-align: center;">700 円</td></tr> <tr><td>看護員</td><td style="text-align: center;">1,300 円</td></tr> <tr><td>事業補助・相談員(勤続20年以上)</td><td style="text-align: center;">1,200 円</td></tr> <tr><td>事業補助・相談員</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td>福祉作業所</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td>デイサービス</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td>給食調理員</td><td style="text-align: center;">850 円</td></tr> <tr><td>事務要員</td><td style="text-align: center;">850 円</td></tr> <tr><td>研修会参加時</td><td style="text-align: center;">700 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 訪問介護で勤務した場合、休日手当として、次の各号に勤務した場合には1時間あたり100円の加算をする。</p> <p>(1) 土曜日・日曜日及び祝祭日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第179号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）</p>	勤務内容	1時間の賃金	生活援助型（訪問介護）	940 円	介護予防型（訪問介護）	940 円	複合型（訪問介護）	1,050 円	身体介護型（訪問介護）	1,250 円	移動及び事務（訪問介護）	700 円	看護員	1,300 円	事業補助・相談員(勤続20年以上)	1,200 円	事業補助・相談員	940 円	福祉作業所	940 円	デイサービス	940 円	給食調理員	850 円	事務要員	850 円	研修会参加時	700 円	<p>(非常勤職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において非常勤職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を時間給で支払う者で1週8時間以上 30 時間未満の範囲で勤務する福祉サービス関連業務及び管理業務等に従事する以下の者をいう。</p> <p>(1) 管理業務事務員 (2) 事業補助・相談員 (3) その他の非常勤職員</p> <p>(非常勤職員の賃金)</p> <p>第24条 非常勤職員の賃金は次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>勤務</b>1時間あたりの賃金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務内容</th> <th style="text-align: center;">1時間の賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>事業補助・相談員(勤続20年以上)</td><td style="text-align: center;">1,200 円</td></tr> <tr><td>事業補助・相談員</td><td style="text-align: center;">940 円</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>事務要員</td><td style="text-align: center;">850 円</td></tr> <tr><td>研修会参加時</td><td style="text-align: center;">700 円</td></tr> </tbody> </table>	勤務内容	1時間の賃金													事業補助・相談員(勤続20年以上)	1,200 円	事業補助・相談員	940 円							事務要員	850 円	研修会参加時	700 円
勤務内容	1時間の賃金																																																								
生活援助型（訪問介護）	940 円																																																								
介護予防型（訪問介護）	940 円																																																								
複合型（訪問介護）	1,050 円																																																								
身体介護型（訪問介護）	1,250 円																																																								
移動及び事務（訪問介護）	700 円																																																								
看護員	1,300 円																																																								
事業補助・相談員(勤続20年以上)	1,200 円																																																								
事業補助・相談員	940 円																																																								
福祉作業所	940 円																																																								
デイサービス	940 円																																																								
給食調理員	850 円																																																								
事務要員	850 円																																																								
研修会参加時	700 円																																																								
勤務内容	1時間の賃金																																																								
事業補助・相談員(勤続20年以上)	1,200 円																																																								
事業補助・相談員	940 円																																																								
事務要員	850 円																																																								
研修会参加時	700 円																																																								



3 デイサービス業務で前項第3号の勤務をした場合、休日手当として1時間あたり200円の加算をする。

4 利用者の都合により前日の午後5時までに訪問中止の連絡がなかった時は、1時間あたり700円を支給する。

5 別表2に定める有資格者について資格手当を支給する。

別表2（第24条関係）

**資格手当**

社会福祉士	月額3,000円
精神保健福祉士	月額3,000円
看護師	月額2,000円
准看護師	月額1,000円
介護福祉士	月額1,000円
栄養士	月額1,000円
介護支援専門員	月額2,000円

上記の資格を有し、かつ当該業務に従事する職員に対し支給する。

資格手当は、重複して支給しない。

**処遇改善手当**

基準日に在職する職員の内、下表に定める業務に従事する職員について支給する。手当の額は、基準日前6ヶ月間の介護報酬（処遇改善加算額）実績の範囲内で、職員ごとに決定する。

基準日 6月1日 支給日 6月10日

基準日 12月1日 支給日 12月10日

対象となる業務
訪問介護事業、障害者デイサービス事業、福祉作業所事業

2 別表2に定める有資格者について資格手当を支給する。

別表2（第24条関係）

**資格手当**

社会福祉士	月額3,000円
精神保健福祉士	月額3,000円

上記の資格を有し、かつ当該業務に従事する職員に対し支給する。

資格手当は、重複して支給しない。

付 則

14 この規則は平成31年4月1日から施行する。  
（改訂則第31号）

議案第4号

神栖市社会福祉協議会 平成31年度事業計画（案）について

<提案理由>

「第4次地域福祉活動計画（平成27年度～31年度）」及び「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展 強化計画。平成29年度～31年度）」に基づき、平成31年度本会事業計画(案)を、別添「平成31年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり策定しました。

審議の上、決議願います。

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第4回 理事会

議案第5号 平成31年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第6号 平成31年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

平成31年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の平成31年度収支予算(案)を、別添「平成31年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、福祉活動基金及び職員退職手当積立金の一部処分を行う計画としております。

具体的な処分理由は以下の通りです。併せて審議の上、決議願います。

○福祉活動基金（31年度当初残高：13,600万円）の一部を処分する理由

平成30年度第3回理事会（1月15日）で、基金の保有限度額を6,000万円とし、基金現在高13,600万円との差額7,600万円を、平成31年度から10年間で活用していく計画が決議されました。31年度の活用計画は以下の通りです。

- ・福祉後見サポートセンターかみす、福祉感謝会、福祉車両レンタカー利用料助成など、自主事業の拡大・充実のための財源として活用
- ・ボランティア助成（ボランティアグループ、市内学校等）の原資として基金を活用
- ・相談機能充実のための備品整備のために基金を活用
- ・処分予定額（当初予算案に計上）：1,000万円

○職員退職手当積立金（31年度当初残高：1,510万円）の一部を処分する理由

- ・障害者デイサービス、福祉作業所、ホームヘルプサービス事業に従事していた職員33名の退職に伴う退職金支払いのため
- ・処分予定額（当初予算案に計上）：750万円

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会長 石田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第4回 理事会

議案第7号

平成30年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規程に基づき、平成30年度第2回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

なお本件については、第3回理事会（平成31年1月15日開催）で決議をいただいておりますが、開催日時及び議事案件が確定しましたので改めてお諮りするものです。

平成30年度第2回評議員会

開催日時 平成31年3月28日（木）午後2時

開催場所 神栖市保健・福社会館 研修室

議事案件 議案第1号 補欠役員の選任

議案第2号 定款の変更（案）

議案第3号 平成31年度神栖市社会福祉協議会事業計画（案）の承認

議案第4号 平成31年度社会福祉事業区分 収支予算（案）の承認

議案第5号 平成31年度公益事業区分 収支予算（案）の承認

招集予定 評議員40名

平成31年3月27日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会長 石田 進

平成31年3月27日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成30年度 第4回 理事会